

所管事項調査

	ページ
1 長崎県・市町被災者生活再建支援制度について……………	1～3
2 令和3年7月の組織改正について……………	4～6



1 長崎県・市町被災者生活再建支援制度について

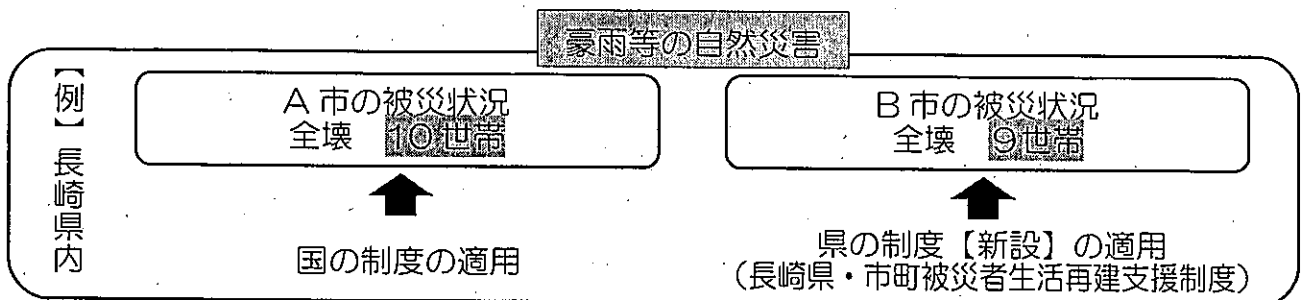
(1) 制度の趣旨等

豪雨等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づく国の支援制度により「被災者生活再建支援金」が支給される。

しかしながら、この制度では、「10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等」が支援の対象となっていることから、同じ県内の同じ自然災害であっても、「10世帯以上の住宅全壊被害」により支援法が適用される市町と、「9世帯以下の住宅全壊被害」のため支援法が適用されない市町が生じる場合などがある。

そのため、このような支援法が適用されないケースについては、地方公共団体において必要な措置を講じることとされており、全国の多くの都道府県において、独自の被災者生活再建支援制度が創設され、支援が行われている。

このような状況を踏まえ、国の支援制度を補完し、県と市町が一体となって被災世帯の生活の再建を支援することとして、このたび長崎県において独自の被災者生活再建支援制度が創設された。



(2) 県の制度における対象災害及び支援の対象

本県や隣接県（福岡県、佐賀県、熊本県）で被災者生活再建支援法や災害救助法が適用される自然災害による災害であって、被災者生活再建支援法が適用されない区域（市町）において同災害により被災した世帯

(3) 支援金額

国の制度に基づく金額と同額で次に定める「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

り災区分	世帯区分		備 考
	複数世帯	単身世帯	
全壊	100万円	75万円	※1…倒壊による危険防止のために解体する場合等
解体（※1）	100万円	75万円	
長期避難（※2）	100万円	75万円	※2…火砕流等で長期間住家に戻れない場合
大規模半壊（※3）	50万円	37.5万円	

◆中規模半壊（損壊が30%以上40%未満）に対する基礎支援金はなし。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

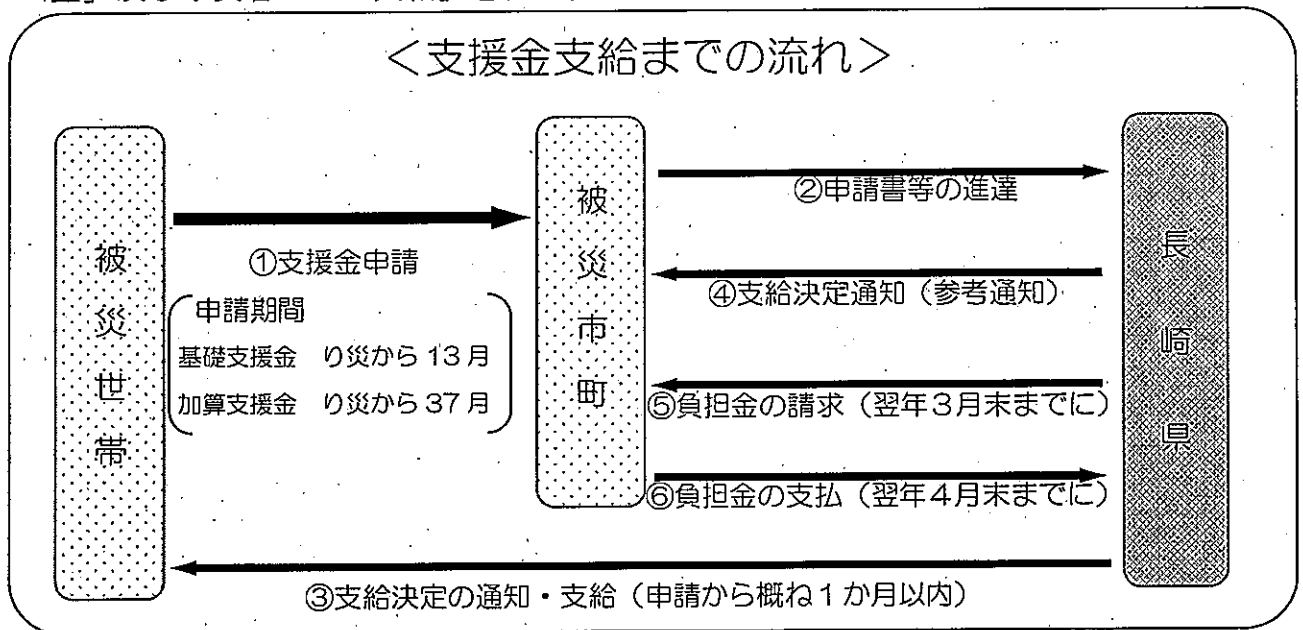
り災区分	世帯区分	複数世帯	単身世帯	備 考
全壊、解体、 長期避難、 大規模半壊	建設・購入	200万円	150万円	※1…り災後、公営住宅に入居する場合は、加算支援金は支給しない。
	補修	100万円	75万円	
	賃貸住宅（※1）	50万円	37.5万円	
中規模半壊	建設・購入	100万円	75万円	
	補修	50万円	37.5万円	
	賃貸住宅（※1）	25万円	18.75万円	

◆被災した市町内において再建を行う場合のみ支給。

(4) 適用年月日
令和3年7月13日から（長崎県要綱による）

(5) 県と被災市町の負担割合
県：2/3、被災市町：1/3

(6) 支援金支給までの流れ
市町においては支援金の「申請受付」及び県への「進達」を行い、県において「審査」及び被災者への「支給」を行う。

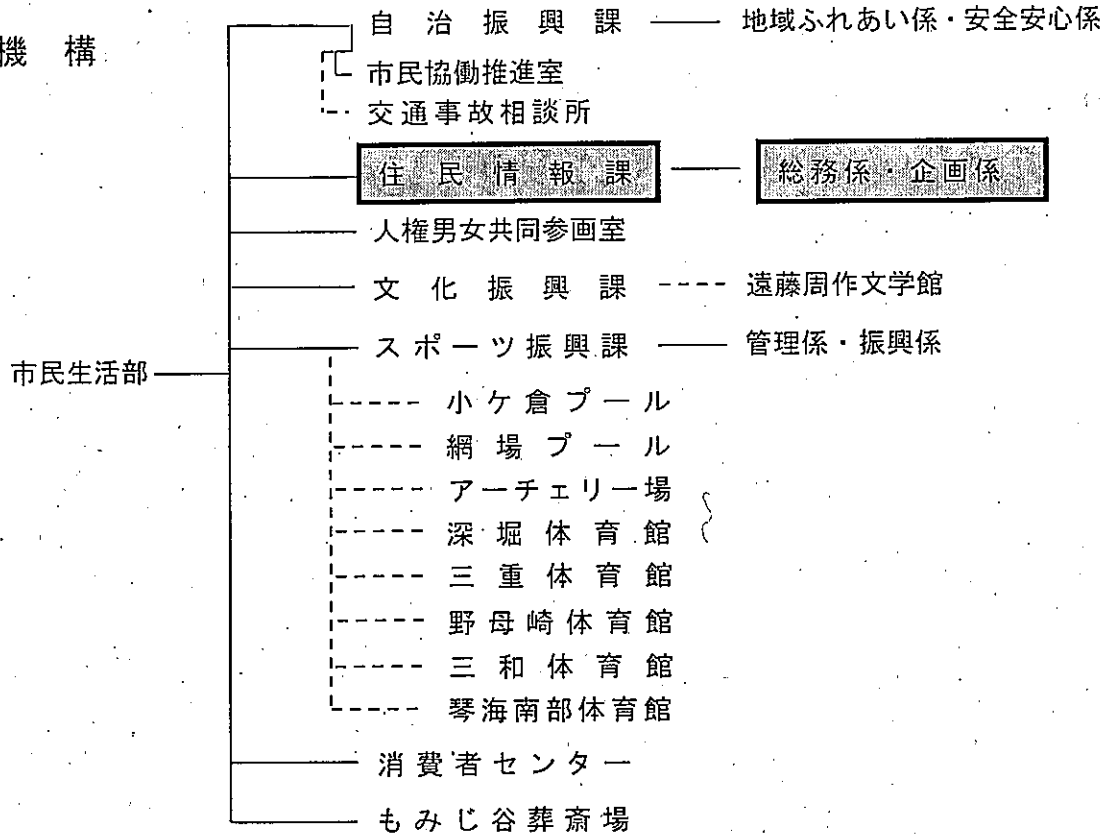


◆参考資料 国の制度と県の制度の比較表

区分	国の制度 (国支援法)	県の制度 (県・市町支援制度)
対象災害 (本市の場合)	①市内で150世帯以上の住家滅失 ②長崎県内で1,500世帯以上の住家滅失かつ長崎市内で75世帯以上の住家滅失 ③10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ④100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 ※滅失…全壊(全焼) 1世帯、半壊(半焼) 2世帯、 床上浸水(土砂堆積) 3世帯をそれぞれ 滅失1世帯として換算	次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害 ①本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ②本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害 ※隣接県：福岡県、佐賀県、熊本県
支給対象	上記の自然災害により ①住宅が「全壊」した世帯(全壊世帯) ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯) ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯) ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)	国の基準に準じる
基礎支援金 及び 加算支援金	資料1ページ「(3) 支援金額」のとおり。ただし、国の加算支援金については、被災した市町以外での再建にも適用。	
支援金の 負担割合等	【割合】国：1/2、都道府県：1/2 都道府県の拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)を通じて被災世帯へ支援金を支給	【割合】県：2/3、被災市町：1/3 (県から被災世帯へ支援金を一旦全額支給し、その後各被災市町が負担割合で負担)

2 令和3年7月の組織改正について

(1) 機構



(2) 職名及び正規職員数

令和3年7月1日

市民生活部長	宮崎 忠彦			
課名 (職員数)	職名	氏名	職名	氏名
自治振興課 (16人)	課長(次長兼務) 課長補佐	古賀 陽子 中村 太	地域ふれあい係長 安全安心係長	生駒 太一 田原 剛樹
市民協働推進室 (4人)	室長(次長兼務)	水田 光一	係長	淵上 しほ子
住民情報課 (16人)	課長	岳尾 知紀	総務係長 企画係長	安田 幸恵 山下 哲生
人権男女共同参画室 (8人)	室長	花川 哲	係長 係長	岡本 明子 室谷 美都
文化振興課 (13人)	課長(次長兼務)	高木 規久子	係長 係長 遠藤周作文学館館長	松尾 真由美 栗浦 恵美 松村 康史
スポーツ振興課 (11人)	課長	井 克史	管理係長 振興係長	久松 貴臣 中村 哲也
消費者センター (14人)	所長	島田 清隆	係長 係長	福田 桂子 梅原 美佳子
もみじ谷葬斎場 (9人)	場長	坂下 義則	係長	田中 正一
交通事故相談所	所長	自治振興課長の兼務		
アーチェリー場	場長	スポーツ振興課長の兼務		
合計	92人			

※ 職員数には再任用職員は含まない。

※ 小ヶ倉プール及び網場プールの場長並びに深堀体育館、三重体育館、野母崎体育館、三和体育館及び琴海南部体育館の館長については、各地域センター長の兼務

(3) 分掌事務

令和3年7月1日

住 民 情 報 課	① 戸籍に関すること。 ② 住民基本台帳に関すること。 ③ 個人番号カード（個人番号の付番に係ることを含む。）に関すること。 ④ 印鑑登録に関すること。 ⑤ 自衛官及び自衛官候補生の募集等に関すること。 ⑥ 電子署名に係る認証業務に関すること。 ⑦ 国民年金に関すること。 ⑧ 住民基本台帳ネットワークシステム管理運用審議会に関すること。
-----------	--

(4) 所管事務の現況等（住民情報課）

ア 全体概要

住民情報課は、戸籍・住民基本台帳事務、マイナンバーカード関連事務（利活用の促進を含む。）、国民年金事務及び自衛官等の募集事務などを所掌している。

イ 住民基本台帳及び戸籍等の状況

令和3年7月末日現在

住民基本台帳				戸 籍		印 鑑 登録者数 (人)
世帯数 (世帯)	人口 (人)			本籍数 (戸籍)	本籍人口 (人)	
	総数	男	女			
206,395	407,764	188,301	219,463	214,231	501,808	266,204

ウ マイナンバーカードの交付状況

令和3年7月末日現在

区 分	全 国	長 崎 市
交付実績	45,631,741枚 (36.4%) ※1	129,294枚 (31.7%) ※2

※1 R3.8.1 現在推定人口（1億2,530万人）に対する割合

※2 R3.7月末日現在長崎市住民基本台帳人口（407,764人）に対する割合

エ 国民年金被保険者数

令和3年7月末日現在

第1号※3 被保険者数 (人)	強制加入※4	44,521
	任意加入※5	598
	合 計	45,119

※3 第1号は自営業者、農業者、学生、無職の方など、第2号は民間会社員や公務員など、第3号は第2号に扶養されている配偶者をいう。市町村で取り扱うのは第1号のみ。

※4 20歳以上の人はずべて公的年金制度への加入が義務付けられている。（強制加入制度）

※5 60歳以上65歳未満の方や海外転出者なども国民年金に加入することができる。（任意加入制度）

オ コンビニ交付サービスについて（概要）

コンビニ交付サービス制度の概要については次のとおりとなっている。

なお、窓口の混雑緩和及びコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、令和3年6月1日からコンビニ交付における証明書の交付手数料を、窓口の場合よりも100円減額している。

区 分	内 容															
利用できる方	長崎市に住民登録があり、マイナンバーカードをお持ちの方。															
証明書種別	<ul style="list-style-type: none"> ○住民票の写し（現在のもの） ○印鑑登録証明書 ○戸籍（全部・個人）事項証明書（現在のもの） 戸籍の附票の写し（現在のもの） ※長崎市に本籍がある方に限る。 ○市・県民税（所得・課税）証明書（現年度・前年度分） 市・県民税課税証明書（現年度・前年度分） ※各年度の基準日（その年の1月1日現在）に長崎市に住民登録がある方に限る。 															
利用できる店舗	<p>全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州、ココカラファインヘルスケアほか</p> <p>※キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている店舗に限る。</p>															
利用できる時間	<p>6：30～23：00</p> <p>（12/29～1/3 及びシステム休止日を除く。）</p>															
交付実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H30</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3.7末 (R3 推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンビニ 交付数（件）</td> <td>7,240</td> <td>9,730</td> <td>16,436</td> <td>9,618 (28,854)</td> </tr> <tr> <td>前年比</td> <td>—</td> <td>1.34</td> <td>1.69</td> <td>(1.76)</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H30	R元	R2	R3.7末 (R3 推計)	コンビニ 交付数（件）	7,240	9,730	16,436	9,618 (28,854)	前年比	—	1.34	1.69	(1.76)
年 度	H30	R元	R2	R3.7末 (R3 推計)												
コンビニ 交付数（件）	7,240	9,730	16,436	9,618 (28,854)												
前年比	—	1.34	1.69	(1.76)												